

四日市市消防本部訓令第3号

四日市市予防技術資格者に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月1日

四日市市消防長 坂倉 啓史

四日市市予防技術資格者に関する規程の一部を改正する規程

四日市市予防技術資格者に関する規程（平成18年四日市市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

予 防 技 術 資 格 者 認 定 証

氏 名

「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」（平成17年消防庁告示第13号）に基づき予防技術資格者〔
〕として認定する。

年 月 日

四日市市消防長

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

(消防本部総務課)